

平成 30 年 4 月 20 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

酒税法 総合計算問題集
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年 税理士試験受験対策シリーズ

酒税法 総合計算問題集 (平成 29 年 12 月 15 日第 31 版発行)

ISBN 978-4-86486-496-1

改訂内容

内容
<p>各問題の「清酒等（ビール）に係る税率の特例」の〈判定〉において、前年度総課税移出数量（特例の対象となる清酒等・ビール以外も含めた全ての品目の酒類の前年度の純課税移出数量の合計数量をいいます。）が10,000klを超えるかどうかを以下のパターンにより追加判定（下線部）することになります。</p> <p>【前年度総課税移出数量10,000kl超の場合】</p> <p>商品A（○○○） 〈判定〉</p> <p><u>前年度総課税移出数量 ○○○kl+○○○kl=○○○kl>10,000kl</u> <u>∴清酒等（ビール）に係る税率の特例の適用なし</u></p> <p>商品B（○○○） 〈判定〉</p> <p><u>前年度総課税移出数量 >10,000kl</u> <u>∴清酒等（ビール）に係る税率の特例の適用なし</u></p> <p>【前年度総課税移出数量10,000kl以下の場合】</p> <p>（例）前年度実績1,000kl以下・当月末実績200kl以下のケース</p> <p>商品A（○○○） 〈判定〉</p> <p><u>前年度総課税移出数量 ○○○kl+○○○kl=○○○kl≤10,000kl</u> 前年度実績 ○○○kl≤1,000kl 前月末実績 ○○○kl<200kl 当月末実績 ○○○kl+◇◇◇kl=○○○kl≤200kl ∴全量につき清酒等（ビール）に係る税率の特例の適用あり</p> <p>商品B（○○○） 〈判定〉</p> <p><u>前年度総課税移出数量 ≤10,000kl</u> 前年度実績 ○○○kl≤1,000kl 前月末実績 ○○○kl<200kl 当月末実績 ○○○kl+◇◇◇kl=○○○kl≤200kl ∴全量につき清酒等（ビール）に係る税率の特例の適用あり</p>